

1 制定の背景

こどもを取り巻く状況

少子化の進行と、児童虐待相談や不登校の件数、自殺者数が過去最多になるなど深刻な状況

2 目的（第1条）

次代の社会を担う全てのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する

3 基本理念（第3条）

「こども」とは、心身の発達の過程にあるものをいう（第2条）

- ◆全てのこどもの基本的人権の尊重
- ◆全てのこどもが適切に養育され、生活を保障され、福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育を受ける機会が等しく与えられること
- ◆全てのこどもが意見を表明でき、多様な社会的活動に参加できること
- ◆全てのこどもの意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されること
- ◆こどもの養育は家庭を基本として行われるが、十分な養育の支援、家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ◆家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

4 責務・努力（第5条・第6条）

- ◆国・地方公共団体 こども施策を策定、実施する義務
- ◆事業主 仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備に係る努力義務

5 こども大綱（第9条）

国は、施策を総合的に推進するための大綱（基本的な方針、重要事項）を定める

6 市の計画（第10条）

市は、国のこども大綱（2023年秋策定予定）、県のこども計画を勘案し、こども計画を定める（努力義務）

7 こども等の意見の反映（第11条）

地方公共団体は、こども施策の策定等に当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずる

こども家庭庁の設置



こども基本法

様々なこども施策の共通基盤としてこども施策の基本理念や基本事項を定めた包括的な基本法

施行日 2023年4月1日

8 こども基本法と市の計画

